



その  
1



総務部

## 沖縄総合事務局のホームページ開設しました。

URL <http://www.ogb.go.jp>



この件に関する問い合わせは総務部庶務課広報担当係へ御願いします。  
電話098-866-0031( E-mail:soumu@ogb.go.jp )

沖縄総合事務局では、県民の皆様に開かれ親しまれる総合事務局を目指して広報公聴活動の一環として、六月十八日からホームページを開設いたしました。このホームページでは沖縄総合事務局の広範多岐にわたる業務の紹介をはじめ、沖縄県についての振興開発情報、統計情報等を提供しております。これらの情報は地図やナビゲートにより検索可能です。又、沖縄を動画で観る「オオオンマンド」の「Tanner」があり、国営沖縄記念公園首里城地区、海洋博覧会地区等がご覧頂けます。今後とも、より一層の情報公開・発信に努め、逐次、情報の拡充・整備を図る予定です。

数多くのアクセスをお待ちしています。

この件に関する問い合わせは総務部庶務課広報担当係へ御願いします。  
電話098-866-0031( E-mail:soumu@ogb.go.jp )

その  
2



運輸部

## 不正改造防止について

主な不正改造の事例

窓ガラスへの着色フィルムの貼りつけ  
クリアレンズなどを装着した不適切な灯火  
タイヤの車体外へのはみ出し  
ダッシュ車の荷台さし枠取り付け  
マフラーの取り外し・切断  
特種用途車・キャンピング車等の構造要件違反

自動車は、その安全性の確保及び公害の防止を図るため、構造・装置及び性能について必要最小限の技術基準（道路運送車両の保安基準）が定められおり、自分勝手な理由で、ルールを破つて自動車を不正に改造することは許されません。

不正改造車は事故やトラブルの原因になるばかりか大気汚染や騒音など、周囲の生活環境を破壊することも少なくありません。

沖縄総合事務局と自動車関係十四団体で構成する「沖縄県不正改造防止推進協議会」では、自動車「デザー」や自動車関係事業者等に広く不正改造車についての啓蒙を行うとともに適切な指導を行い、自らの社会的責務に対する自覚を促し、法令の遵守、不正改造の防止の徹底を図ることを目的に、六月のヶ月間を重点期間として、不正改造車を対象とした運動を展開しました。

期間中、ポスター・写真パネルの掲示、クリアファイルの配布で運動をアピールするとともに、不正改造車を対象とした街頭検査等を実施し効果を上げました。



不正改造の例：運転席側窓ガラスへの着色フィルム貼りつけ



不正改造排除運動ポスター